**尼崎市子ども・子育て審議会市民委員募集要項**

**１　趣旨**

　　本市では、市民の児童福祉、母子保健及び幼児期の学校教育など、こども施策を総合的かつ計画的に推進するための調査・審議を行う附属機関として、尼崎市子ども・子育て審議会を設置しています。

　令和7年度からは、こども基本法のもとであらたに策定した尼崎市こども・若者総合計画の進捗管理等を行っていく予定としております。

　　つきましては、尼崎市子ども・子育て審議会の委員として、審議会に出席いただき審議事項についてご協議いただきたく、次のとおり市民委員の募集を行います。

**２　応募区分・募集定員**

⑴令和7年4月1日現在、尼崎市内に１年以上居住しており、０～１８歳の子どもがいる保護者（定員：１名）

⑵令和7年4月1日現在、１５歳から２９歳の市内在住・在学・在勤の方

（平成7年4月2日から平成22年4月1日までに生まれた方）（定員：１名）

**３　募集期間**

**令和７年４月１４日（月）～令和７年５月９日（月）【午後５時まで（必着）】**

**４　応募書類**

　　尼崎市子ども・子育て審議会　市民委員申込書

【必要事項】（※全て記入されていない場合は無効とします。）

　①　氏名

②　住所、電話番号、性別

③　メールアドレス（日程調整等の連絡及び会議資料の送付、WEB会議へのアクセス等）

④　応募する方の生年月日

⑤　応募区分（どちらか１つに○をつける）

⑥　子どもの年齢・生年月日（区分⑴を選択した方のみ。）

⑦　子どもが通っている（又は予定している）施設・学校名（区分⑴を選択した方のみ。）

⑧　子ども・子育て審議会の市民委員に応募する理由

**５　応募方法**

　　「尼崎市子ども・子育て審議会　市民委員申込書」応募書類に必要事項を記入いただき、Email ( [ama-kodomoseisyounen@city.amagasaki.hyogo.jp](mailto:ama-kodomoseisyounen@city.amagasaki.hyogo.jp) )、下記の応募先まで直接持参、郵送のいずれかの方法にて、応募先まで提出してください。

なお、直接持参される場合は、平日（土日祝日除く）午前9時から午後5時までの受付となります。

また、郵送の場合においては、**令和7年5月9日（金）必着となります。**

**６　選考方法**

　　提出いただいた応募書類の記載内容が応募条件を満たしているかを確認の上、「⑧子ども・子育て審議会の市民委員に応募する理由」の記載内容について応募の理由、参加意欲、積極性などを勘案し、適性に審査いたします。

**７　留意事項**

　⑴　任期は、原則として委嘱日（令和７年7月下旬頃を予定。）から2年間以内とします。

　⑵　審議会（全体会）のほか、各部会にも、ご参加いただく予定としております。

（会議目安時間：約2時間/回）

　⑶　会議は、原則午後6時30分から午後8時30分までの間で、オンライン開催が基本です。

　⑷　会議への出席ごとに、所定の報酬をお支払いいたします。（所得税は源泉徴収いたします。）

７　応募先及び問い合わせ先

　　尼崎市　こども青少年局　こども青少年部　こども青少年課

　　〒661-0974　尼崎市若王寺2丁目18番5号　ｱﾏﾌﾞﾗﾘ3階

　　Ｔ Ｅ Ｌ：06-6423-9996

　　Ｆ Ａ Ｘ：06-6409-4355

　　Ｅメール：ama-kodomoseisyounen@city.amagasaki.hyogo.jp